



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q 今まで社会保険に加入しなくても良かった法律・会計などの「士業」が社会保険に加入しなくてはならなくなったそうですね。どんな士業が加入しなくてはならないのでしょうか？

A 士業には、私ども社会保険労務士法人ハーモニーのような「法人」と「個人」の2種類があります。「法人」は当然社会保険に加入しなくてはなりませんが、「個人」事務所は従業員の人数が何人でも加入しなくても良かったのです。今回の法改正で個人事務所でも常時5人以上の従業員がいれば令和4年10月から加入が必要になりました。適用となるのは「弁護士」「沖縄弁護士」「外国法事務弁護士」「公認会計士」「公証人」「司法書士」「土地家屋調査士」「行政書士」「海事代理士」「税理士」「社会保険労務士」「弁理士」です。様々な士業があってびっくりですね。

(1)社会保険への加入に必要な届出は？

事業所の所在地を管轄する「年金事務所」に「新規適用届」と「被保険者資格取得届」の届出が必要です。届出は電子申請もできます。

(2)「常時5人以上の従業員」とは具体的に？

正社員に加え、週所定労働時間及び月の所定労働日数が、同じ事業所で同様の業務に従事している正社員の3/4以上の従業員です。パート・アルバイトを含みます。

(3)共同代表の場合、社会保険は？

事務所の代表者が従業員と雇用契約を結んでいるので、事業主として手続きを行います。なお、代表者が連名で従業員と雇用契約を締結している場合は、代表間で調整しいずれかの者を事業主とすることになります。

※個人事務所の事業主(代表)は社会保険に入ることではできません。任意適用の場合も同じく入れません。個人事務所の代表が社会保険に入る場合には、法人にするしかありませんでしたが、社労士の場合、平成28年1月1日より「社員(役員のこと)」が1人の社会保険労務士法人も設立可能と

なったので、従業員がいない事務所でも社会保険に加入することができるようになりました。

※他の士業に関しては申し訳ありませんが分かりません。

(4)既に社会保険の「任意適用事業所」となっているときは手続きが必要ですか？

①厚生年金保険及び健康保険の任意適用である場合届出は不要です。

②厚生年金保険のみ任意適用事業所である場合健康保険の「新規適用届」と「被保険者資格取得届」が必要。ただし、以前から国民健康保険組合の被保険者であり、今後も国民健康保険組合の被保険者を希望する場合は、健康保険の「被保険者取得届」ではなく「適用除外承認申請書」を提出してください。

③健康保険のみ任意適用事業所である場合厚生年金保険の「新規適用届」と「被保険者資格取得届」が必要。

※適用事業所には次の通り2種類あります。

①強制適用事業所

法律により事業主や従業員の意思に関係なく健康保険・厚生年金保険への加入が定められている。

②任意適用事業所

従業員の半数以上の人々が適用事業所になることに同意し、事業主が申請し認可を受けると適用事業所になることができる。

社会保険労務士法人ハーモニーの前身の徳永社会保険労務士事務所では、正社員を雇い入れた時に任意適用の届出を出し、以後20年以上社会保険に加入しています。従業員の人生を預かる訳ですから最低限の補償は必要だと思ったからです。代表の私は個人事務所の間は厚生年金に入れなかったもので、今でも年金が少ないです・・・

その他ご質問は「ねんきん加入者ダイヤル」まで相談下さい。0570-007-123(ナビダイヤル)

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980